

## 日本学術振興会賞推薦に関する Q & A

Q 1. 受賞の候補者となる者は？

A 1. 推薦要項「4. 対象者」の条件を満たし、「5. 推薦権者」に掲げる者が推薦する者です。なお、機関等による推薦枠はありませんが、授賞数は25件程度のため、推薦者は厳選の上、候補者を推薦してください。

Q 2. 海外の大学等で研究する者又は特別研究員等、大学等に籍が無い者であっても、学長等は推薦することができるか？

A 2. 推薦要項「4. 対象者」の条件を満たす者であれば推薦することができます。

Q 3. 推薦書提出の際、特に注意が必要なところは？

A 3. 1) 提出書類が必要部数(7部)そろっていますか。

2) 推薦書等に記入漏れはありませんか。

3) 推薦書は片面となっていますか。

4) 推薦理由書作成者は2名いますか。

5) 推薦理由書作成者はそれぞれ推薦理由書(様式3-①・②)を書いていますか。

6) 推薦理由書作成者と推薦者(推薦権者)が同一人物となっていないですか。

7) 候補者の年齢が平成24年4月1日現在45歳未満ですか。

8) 候補者が外国人の場合、資格要件(我が国で5年以上研究者として大学等研究機関に所属)が様式2の「⑭略歴」欄で確認ができるような記述になっていますか。

9) 様式2及び様式3の署名欄は自署ですか(ただし、様式2は職印も可能です)。原本については自署をコピーしたもの及び電子署名は認められません。

10) 「業績調書」(様式4)の「I【研究の概要】」は2頁ですか。

(「II【研究業績】」は頁の追加が可能ですが、「I【研究の概要】」は認められません。)

11) 「業績調書」(様式4)の「II【研究業績】」で○を付した特に重要な業績と「業績調書一覧」(様式4別紙)の業績番号及び業績名が一致していますか。また、業績名は正しく転記されていますか。

Q 4. 業績資料(論文の別刷、著書等)は原本を提出するのか？

A 4. 写しでも構いません。また両面印刷で構いません。

Q 5 . 研究奨励金の使用方法及び報告は必要か？

A 5 . 研究奨励金は受賞者が研究の発展のために自由に使用することができます。

なお、本会に使用計画書及び支出報告書の提出の必要はありません。ただし、一時所得となるので確定申告が必要です。

Q 6 . 日本学術振興会賞の受賞歴がある者の推薦は可能か？

A 6 . 可能です。ただし、受賞時と異なる研究テーマ・内容に限ります。

Q 7 . 推薦要項中の「推薦は2年間有効」とはどういう意味か？

A 7 . 1回の推薦で2年間受賞候補者として有効であり、前回の受賞候補者として推薦された者のうち24年4月1日時点で45歳未満の者は、いわゆる「キャリアオーバー」として、今回まで審査の対象として取り扱います。

Q 8 . 推薦権者として、学部長や研究科長は認められるのか？

A 8 . 認められます。（個人推薦の取扱いとなります。）

Q 9 . 候補者が所属する学協会の長は、推薦権者として認められるか？

A 9 . 認められます。（機関長推薦の取扱いとなります。）

Q 10 . 機関長推薦と個人推薦で、候補者の取扱いが異なるのか？

A 10 . 候補者の取扱いに関し、機関長推薦と個人推薦は同一に取り扱います。

Q 11 . 推薦は、1名しかできないのか？

A 11 . 推薦人数の制限はありません。